

(1)

第 4 号

米価を決定する時の八〇パーセントバルクライント。いふのは、米の生産費を安い方から順にならべて、全体の八〇パーセントとのところの段階をとることである。米の生産費は農家によつてそれぞれちがい、一石当たりの生産費が、四、五千円のものもあれば一万円以上もので、そこで生産費所得補償方式では、安い方の生産費から高い方に順にならべて、これが八〇パーセントになるまでの階格をとるわけである。千戸の農家の場合なら、安い方からならべて八百戸のところに達した生産費をとると、全体の八割の農家の生産費が補償されることがある。

広報告知板
6月は
町県民税 第1期分の
国保税 納期です
納期限までに必ず納めて下さい
国民年金の所得状況届の提出期限は今月からです出さないと年金が受け取れなくなります

役場の組織変る

建設課を増設

あたらしく職場の健康保険
安らぐ産業であることには
従来産業課の所管事項
たゞ木建設関係の仕事
建設課を設けて所
組は、産業構造の比重か
つても、農業が本町の最
大産業であることに
変りなく、特に本年から始ま
る農業構造改善事業に備え
機械の強化改良等を期して行わ
れたもの、又、建設課もこれ
から建設関係の仕事の増大を
見込み、その中の事務処理を
行うためのものである。
役場の現況は次のとおり
(三七、六、一現在)
総務課
二十四名

加入された方へ

消防団の新役員決まる

消防団本部の新役員が二月一日付で決った。団長を始め、役員の大多数が再任され、生課長に栄転し、後任としてた押尾主任は四月一日付で厚生課長に昇進した。

厚生課から小関主任が着任した。

消防団新役員

本部支社長 池沢次務
本部付班長 鈴木恒一
横浜支店本部長 鈴木恒一
本部支店長兼 伊藤忠治
上界支店本部長 伊藤忠治
本部付教説課長 石井春雄
長兼機関班長 石井春雄
大統結書立本部
機関係係長 伊藤利武
横浜支店本部
機関係係長 平山敬止
上界支店本部
機関係係長 伊東菊雄

決
る

△定例会
十二月は招集され、会期を九日間と決まり、次の各議案について審議の上、原案のとおり可決した。○農業近代化条例制定の件
○資金利子補給条例
○農業扶助金条例
○消防団員賃等
○防災予防法の改定
前の大旱魃による危険物取締法の施行を受けて町が年々不足してゐる。予子補給を行うためには五十万円である。

議會風景

土地と家屋の再評価はじめ

既に過去のものとなつた地租と家屋税の課税標準や、土地家屋を見積る際の、資本価格というものが自安用いらされていたことは衆知のとおりです。

戦後、シャープ勅告によつて税制改革が行はれたのに伴つて、この馴染みない資本格制度は去る二十五年の七月に、既に廃止されておりま

す。

これに替るものとしては、「時価」を評価するものとさ

れ、これを詰税の課税標準とする

が実情です。

貸資格に一定の倍率を乗じたものが課税標準としているのが現状です。今頃の生産企業の目覚ましい発展と、交通機関の發達してきたことに伴つて、人員物資の交流が國的に地価の格差が目立つて

て得られ
ひらきが
密されるは從
て、近く
開始する
場合、相當な増
税率を課税されると
激増することにこ
あるためにこ
生ます。
したがつて、
そのたゞにこ
によるも
者など、
科学的
要素を分析
するための税務
課税標準を確
立するための税
額になるようにす
る管です。
いずれにして
正するに重んじ
ては現行制
度であります。

現行の税率で
れば税負担も
なりますので
の均衡をとる
引下げるか、
算出の段階で
かの何れかを
産税の総額に
度のものと同
・調整措置が
も不均衡を是
要な意義をも

ま、安心して宅を下さい。
までは状況の類似
を標準地として選定し
れに比準して他の土地
することになってお
が、地元の親さんな
い、地元での標準地選定
いて、いろいろ御意見
だきたいと思います。
の際は何分の御援助す
をお願いします。
なお、この調査は、
い期間にわたる関係から
査時期の到来とともに
に、その都度あらため
絞ります。

○固定資産評価審査委員会委員選任について

○伝染病予防法施行規則四三
十条に規定する費用の徴収に関する条例を廃止する条例制定の件
伝染病で入院した場合、所
得税に応じて食費と薬価を徴
収できることになっていたが、四隣町村の状況に照して
これを废止するもの。

○使用料、手数料等の督促手
数料並に延滞金徴収条例制定の件
町営住宅、有線使用料など
の税以外のもの、町税と同
上町の早川和一氏を任命する
新教育委員として横芝地区

定の件
○三十七年度国民健康保険才
入才出予算認定の件
○三十七年度老人ホーム才入
才出予算認定の件
○三十七年度放送電話才
入才出予算認定の件
○栗山川漁港災害復旧工事の
請負契約について
○三十五年度各会計の才入才
出決算認定の件
○教育委員会委員の任命につ
いて

集され、次の議案について
議の上可決した。

○税条例の一部を改正する
条例制定の件
○予算越計算書報生の
議の上可決した。

音楽室等の施設を保有する者に係る年額徴収料に関する事項

消防団員の年額徴収料を八十二人

報酬をその分引上げるもの。

○特別の年額徴収料のもの

の報酬及び費用弁償に関するもの

条例の一部を改正する条例制定の件

教育委員、農業委員の月額

報酬をそれぞれ五〇〇円引き

上げ、納税組合長に基本報酬として更に年額五百〇円を加

へ、地区総務員（区長）に報酬を一戸につき二〇円引上げる。

○区長設置条例を廃止する条例制定の件

旧制度の復活を誤解させる

恐れがあり、現行法の下では好ましくないため、地区的区長の呼称を廃止するもの。

町では、地区総務員を置く

○三十七年度才人出予算議

（有線電話電気事業に関する条例）一部を改正する条例制定の件

基本使用料百三十円を百五

十円に、広告宣伝費を二割方上げて、一日三回放送して、町内のもの三百六十円、町外のもの三百六十円に変更する。

○公民館条例の全部を改正する条例制定の件

本館と各地区的分館に別れている現在の公民館に改めることのできる。独立した公民館に改めることのできるもの。

○国民健康保険税賦課徵収条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法の改正に伴うもの

○中学校屋内体育場建設に関する件

○職員の休日及び休暇の年額徴収料を正す算定定期的年額徴収料の一部を改正する条例制定の件

○財産充実に関する件

○旧大統中の敷地建物するもの。

昭和三十七年度最戻金額

臨時会が三月三十三日をもつて閉幕され、次の講演会に改められた。

昭和三十六年度積立金額

出追加更正予算議定定期的年額徴収料の一部を改正する条例制定の件

前委員田嶋武氏のもとめるもの。

▽臨時会

権利と義務と

武家政治はなやかな頃に、
有無をいらず過重な年貢を
納めさせられ、ときによって
は捕縛のない吾子され犠牲に
したことの欲念が今まで尾
を引いているわけであるま
いが、税金となるとの目的に、
それが一般的のようです。
時代変わって、年貢が税金に
なったとしても、今も昔も、
行政の資とする意味において
は変わりません。

ある苦労人はいました。
つい四十年程まえでは、直
接税四十円以上を納める者で
ないと選挙権がなかったのだ
から、今では「主權在民」を
せめてものあきらめのようど
うして、年貢が税金に
なったとしても、今も昔も、
行政の資とする意味において
は変わりません。

共存共榮をねがうお互が、
分に応じた税金を負担すべきだ
との考え方ばくちの天国

「モナコ」を除いた世界各国

を通じて、國を治める経済理念

です。

皆さんの御協力による成果

それは、それとして。

幸い税成績の毎年にあが

つてることは力強く有難い

ことです。

ところが、自然のようす。

これは、役員の皆さんとの並

て、みみなならぬ御援助と、申

めで余分なお金納めるなど

の不利益は極力さけるよう

にすべきです。

によって義務をけら

とどうしても重圧感といつ
期限までに済んだものが九七
九年、事情あっておくれた三税
も数日後には提出されました
ことは、役員の皆さんとの並

て、みみなならぬ御援助と、申

めで余分なお金納めるなど

の不利益は極力さけるよう

にすべきです。

皆さんのが自然のようす。

これは、自然のようす。

これは、役員の皆さんとの並

て、みみなならぬ御援助と、申

めで余分なお金納めるなど

の不利益は極力さけるよう

にすべきです。

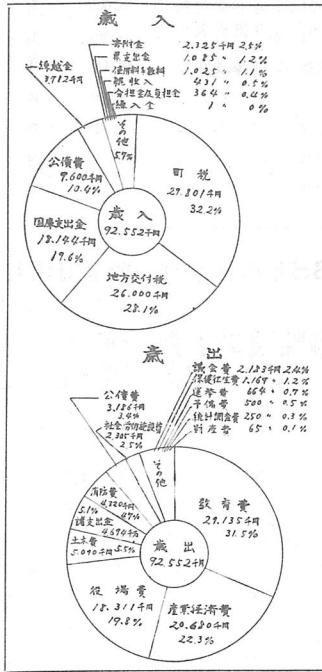
皆さんのが自然のようす。

これは、自然のようす。

昭和37年5月現在 横芝町財政状況書

昭和37年度横芝町一般会計予算款別表 (単位千円)

款 別	歳 入			歳 出			
	昭和37年度 予算額	昭和36年度 当初予算額	比 増 減	款 別	昭和37年度 予算額	昭和36年度 当初予算額	比 増 減
1 町 税	29,831	28,289	1,542	1 議 会 費	2,183	1,577	606
2 地方交付税	26,000	18,900	7,100	2 役 場 費	18,311	15,227	3,094
3 財産収入	34	391	△ 357	3 消 防 費	4,320	2,527	1,793
4 分担金及び賃貸金	364	328	36	4 土 木 費	5,090	4,000	1,090
5 使用料及び手数料	1,025	809	216	5 教 育 費	29,135	13,048	16,087
6 国庫支出金	18,144	2,062	16,082	6 社会及び労働施設費	2,305	1,893	412
7 県 支出金	1,085	7,585	△ 6,500	7 保健衛生費	1,169	1,284	△ 115
8 寄 附 金	2,325	3,552	△ 1,227	8 産業経済費	20,680	17,385	3,295
9 緑 入 金	1	1	0	9 財 産 費	65	164	△ 99
10 緑 越 金	3,712	4,500	△ 788	10 統計調査費	250	230	20
11 雑 収 入	431	551	△ 120	11 選 挙 費	664	127	537
12 町 債	9,600	0	9,600	12 公 債 費	3,186	2,814	372
				13 諸 支 出 金	4,694	5,992	△ 1,298
				14 予 備 費	500	700	△ 200
歳 入 合 計	92,552	66,968	25,584	歳 出 合 計	92,552	66,968	25,584



昭和37年度一般会計歳出予算款項別表 (単位千円)

款 項	歳 出		
	予 算 額	款 項	予 算 額
1 議 会 費	2,183千円	2 農 業 振 興 費	1,711千円
1 町 議 会 費	2,151	3 米壳渡推進協議会費	6
2 調 査 費	50	4 畜 産 園芸振興費	135
3 書 室 費	2	5 農 業 相 談 所 費	200
2 役 場 費	18,311	6 農業近代化推進費	805
1 役 場 費	15,759	7 農 業 土 木 費	150
2 常 繕 費	42	8 商 工 事 業 費	960
3 諸 費	2,470	9 観 光 事 業 費	50
4 監 査 諸 費	38	10 水 产 事 業 費	25
5 固 定 資 産 評 価 費	2	11 治 山 治 水 費	50
5 委 員 会 費	4,320	12 渔 港 費	15,000
1 消 防 費	4,197	9 財 産 費	65
2 消 防 固 定 費	81	1 財 産 管 理 費	65
3 防 犯 費	42	10 統計調査費	251
4 上 木 費	5,090	1 農 林 統計費	182
1 道 路 梁 柱 費	4,530	2 工 業 統計費	5
2 負 担 金	550	3 商 業 統計費	12
5 教 育 費	29,135	4 教育統計調査費	1
1 教 育 委 員 会 費	5,014	5 就業講造基本調査費	4
2 小 学 校 費	3,616	6 臨時果樹基本調査費	2
3 中 学 校 費	2,833	7 指定統計抽出調査費	5
4 社会教育委員会費	379	8 統 計 振 興 費	40
5 公 民 館 費	643	11 選 挙 費	664
6 屋内運動場建設費	16,600	1 選 挙 管理委員会費	171
6 社会及び労働施設費	2,305	2 参議院議員選舉費	203
1 社 会 福 徒 費	362	3 北部海区漁業調整務費	20
2 青少年問題協議会費	62	3 委 員 会 員 選 挙 費	101
3 児 童 福 徒 費	1,490	4 農業委員会委員選舉費	160
4 慰 灵 祭 費	70	5 千葉県知事選挙補充選舉費	16
5 臨 海 稽 查 費	93	6 檢察審査員候補者選挙費	9
6 国民年金事務取扱費	191	12 公 債 費	3,186
7 児童扶養事務取扱費	3	1 元 利 債 還 金	3,086
8 住 宅 費	27	2 利 子	100
7 保健衛生費	1,169	13 諸 支 出 金	4,693
1 伝 染 病 防 費	236	1 史 記 保 存 費	12
2 環 境 衛 生 費	224	2 徵 稅 費	1,478
3 蓖 芥 燃 却 費	163	3 過 年 度 支 出	2
4 結 構 予 防 費	210	4 緑 出 金	1,000
5 狂 犬 病 予 防 費	19	5 地 方 振 興 費	1,470
6 姊 妹 児 一 斉 檢 費	14	6 諸 費	1
7 新 生 活 運 動 推 進 費	134	7 企 業 誘 致 促 進 費	550
8 家 族 計 画 推 進 費	37	8 広 報 費	150
9 負 担 金	132	9 新町建設審議会費	30
8 産業経済費	20,680	14 予 備 費	500
1 農業委員会費	1,648	合 計	92,552

昭和37年度一般会計歳入予算中町税の内訳

税 目	予 算 額	備 考	町民 1人当り平均税額
1 町 民 税	6,451	現年度分 6,319千円 滞納課過分 135千円	6,319千円 町民税
2 固 定 資 產 税	14,766	土地 8,549千円 家屋 3,975千円 償却資産 7,644千円 国有固定資産所 在市町村交付金 3千円 公社有資産所在市町村 交付金 1,050千円 滞納課過分 425千円	6,454千円÷12,865人=502円 固定資産税 14,766千円÷12,865人=1,148円 軽自動車税 990千円÷12,865人=77円 合計 22,210千円÷12,865人=1,727円
3 軽 自 動 車 税	950	1 現年度分 965千円	
4 た ば こ 消 費 税	4,500	2 滞納課過分 25千円 現年度分	
5 電 気 ガ ス 税	3,030	現年度分	
6 鉱 产 税	68	"	
7 木 材 引 取 税	50	1 現年度分 45千円 2 滞納課過分 5千円	
8 旧 法 に よ る 税	3	滞納課過分	
合 计	29,831		

昭和37年度一般会計性質別歳出予算表 (単位千円)

性 質 別	金 額	比 率	備 考	千 円
1 人 件 費	24,474	26.4%	職員給料、議員、委員、委員会等の報酬手当等	
2 物 件 費	16,538	17.9%	事務費	
3 維 持 補 費	3,668	4.0%	庁舎、学校、道路等	
4 扶 質 補 助 費	5,961	6.4%	各種補助金、負担金、報償金、寄附金等	
5 投 資 的 経 費	37,725	40.8%	内訳 附表1とのおり	
6 公 債 費	3,186	3.4%	町債元利償還金	
7 積 立 金	0			
8 緑 出 金	1,000	1.1%	国民健康保険会計繰出金	
計	92,552	100		37,725

昭和37年度横芝町特別会計予算表

特 別 会 計 别	昭和37年度予算額	昭和35年度決算額	増 減
1 老 人 ホ ー ム 会 計	4,325千円	2,966千円	1,359千円
2 国 民 健 康 保 険 会 計	23,662	15,143	8,519
3 有 線 放 送 会 計	2,563	1,836	727
計	30,550	19,945	10,605

は、昨年六月にお知らせしたが、今回も三十七年度予算を映して、昨年から人件費、物件費が大幅に値上がりしております。

日本経済の急激な成長を反映して、事業面に大きな圧迫を加えておりますが、財源難の中、教育施設の充実等の増額となっております。

は、本年度予算編成に際しては、事業面においては昨年当初にあります。

は、本年度予算編成に際しては、事業面においては昨年当初にあります。

昭和37年6月25日

自 主 財 源 と 依 存 財 源

(一) 昭和37年度一般会計当初予算

自主財源

依存財源

(二) 昭和35年度一般会計決算

自主財源

依存財源

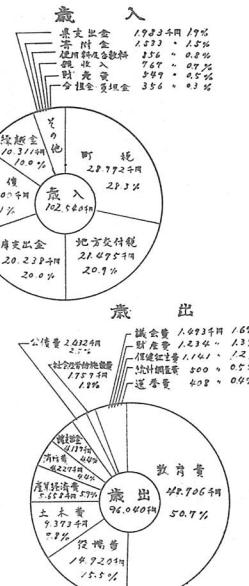
(三) 昭和36年度一般会計決算見込

自主財源

科 目		金額	科 目		金額	科 目		金額	科 目		金額
		千円			千円			千円			千円
1 町 稅	29,831	1 地方交付税	26,000	1 町 稅	28,972	1 地方交付税	21,475	1 町 稅	32,252	1 地方交付税	28,378
2 財産収入	34	2 分担金及び 2 負担金	364	2 財産収入	549	2 分担金及び 2 負担金	0	2 財産収入	9,832	2 分担金及び 2 負担金	324
3 使用料及び 手数料	1,025	3 国庫支出金	18,144	3 使用料及び 手数料	1,212	3 国庫支出金	20,238	3 使用料及び 手数料	948	3 国庫支出金	15,229
4 繙入金	1	4 県支出金	1,085	4 繙入金	0	4 県支出金	1,983	4 繙入金	0	4 県支出金	7,668
5 繙越金	3,712	5 寄附金	2,325	5 繙越金	10,311	5 寄附金	1,533	5 繙越金	6,500	5 寄附金	3,791
6 稽収入	431	6 町債	9,600	6 雜收入	767	6 町債	15,500	6 雜收入	767	6 町債	3,300
合 計	35,034	合 計	57,518	合 計	41,811	合 計	60,729	合 計	50,299	合 計	58,690

昭和35年度横芝町一般会計決算款別表 (単位 千円)

歳		入		歳		出				
款	別	昭和35年度 決算額	昭和34年度 算額	比較増減	款	別	昭和35年度 決算額	昭和34年度 決算額	比較増減	
1 町	税	28,972	28,796	176	1 議	会	費	1,493	1,420	73
2 地 方 交 付 稅		21,475	16,497	4,978	2 役	場	費	14,920	15,571	△ 651
3 財 産 収 入		549	2	547	3 消 防		費	4,227	24,97	1,730
4 分担金 及び 負担金		356	235	121	4 土 木		費	9,373	2,754	6,619
5 使用料 及び 手数料		856	939	△ 83	5 教 育		費	48,706	23,600	25,106
6 国 庫 支 出 金		20,238	7,584	12,654	6 社会及び労働施設費			1,759	3,069	△ 1,310
7 県 支 出 金		1,983	731	1,252	7 保 健 衛 生 費			1,141	979	162
8 寄 附 金		1,533	271	1,262	8 産 業 経 済 費			5,658	5,525	133
9 繰 入 金		0	87	△ 87	9 財 産 費			1,234	1,276	△ 32
10 繰 越 金		10,311	6,134	4,177	10 統 計 調 査 費			500	360	140
11 雜 収 入		767	1,401	△ 637	11 運 舉 費			408	782	△ 374
12 町 債		15,500	9,500	6,000	12 公 債 費			2,432	809	1,623
				13 諸 支 出 金				4,189	3,226	1,963
歳 入 合 計		102,540	72,180	30,360	歳 出 合 計			96,040	61,868	34,172



二、昭和三十五年度決算について
昭和三十五年は、中学校の統合校舎の完成を見た年であり、歳入の50%以上も教育関係費に注ぎだして歳入も順調にして収支を黒字に保つことができた。

決算においては六百五十万円
余の黒字を生じ、翌年度へ繰
越すことができました。

四、負債の状況について
三月三十一日現在の町債は別表のとおりです。
町が事業を行う場合に、その財源として税収によるものと一般財源によるものとであります。支出し金、現金支出金等の特定財源による外、借入金によることがあります。この借入金が町債で、現行法では町の場合は知事の許可を必要とし、厳重に統制され、みだりにつけきれないことになります。借入先については、いづれも低利借入金がな政府資金である大蔵省資金運送部資金、郵政省資金、簡易生命保険金及び郵便貯金積立額と年十億円の長期から二十億円の長期です。なお一時的借入金の現在高はありません。

三、財産の状況について

財産の現在高は別表のとおりです。なお、町の財産は次のように分類しております

- (一)行政財産
- (二)公用財産…直接公用に供する財産
- (三)公共用財産…直接公共の用に供する財産
- (四)財政財産…基本財産特別基本財産積立金般等で収益のための、或は特定の目的のため積立てる財産
- (五)普通財産…前各号に属しない一切の財産

負 債 の 状 況

町債一覧表

借入 年度	事業名	借入額	借入先	利率	昭和36年度 支度金 元	償還金 利子	昭和36年度末 現債高	備考
昭和27	義務教育施設整備事業	800,000	大蔵省	年々 6.3	43,454	34,912	517,634	上塙小改築
28	臨時救農土木事業	300,000	農協	6.0	31,935	7,465	105,997	鳥喰農道
28	公営住宅建設事業	300,000	郵政省	6.3	32,941	11,271	154,053	本町地区5戸
30	公営住宅建設事業	1,400,000	全	6.3	125,727	65,233	940,671	古川地区20戸
31	義務教育施設整備事業	1,000,000	全	6.3	55,791	52,809	796,174	
32	義務教育施設整備事業	1,000,000	大蔵省	6.3	32,203	58,801	909,086	大穂小改築横芝小増築
33	役場等舎建設事業	5,000,000	全	6.3	99,217	307,587	4,807,533	
34	義務教育施設整備事業	9,500,000	郵政省	6.3	177,555	595,745	9,322,445	統合中学校
35	義務教育施設整備事業	15,500,000	全	6.3	0	856,438	15,500,000	全
36	栗山川漁港災害復旧事業	2,300,000	大蔵省	6.5	0	0	2,300,000	
36	公営住宅建設事業	1,000,000	郵政省	6.5	0	0	1,000,000	栗山地区 13戸
36	住宅改修事業	5,000,000	大蔵省	6.5	0	0	5,000,000	特別地方債
	計	43,100,000			603,873	1,990,261	41,353,603	

未償還元金（昭和37年3月31日現在）

三) 4 1.3 5 3.6 0 3 四

町有財産

（一）土地の部

区分		種目	細目	面積	備考
1 行政財産		イ公用財産 ロ公共用財產	役場庁舎敷地 学校敷地	965坪 17,172坪	
		"	その他の敷地	5,131坪	老人ホーム・町営住宅 臨海棲消防器庫その他
2 普通財産		ハ普通財産	保育施設 安全部 建物敷地 その他土地	71反800歩 3,987坪 29反613歩	
土地合計				19町4反608坪	
(イ) 建物の部					
区分	種目	細目	坪数	備考	
1 行政財産		イ公用財産 ロ公共用財產	役場庁舎 学校小3、中1 公民館 2 町営住宅 老人ホーム 臨海棲	403坪 2,943小 1,933坪 105大 58坪 232 184 50 226 95 107	倉庫・自転車置場・附属建物 中 1.010坪 上場 47坪
2 普通財産		ハ普通財產	旧大慈中学校 保育所 2 その他建物	巡査駐在所2棟 貸家1棟 その他1	
建物合計				4,350	
(ロ) 車りょうの部					
区分	種目	細目	台数	備考	
1 行政財産		イ公用財產	ダンプボデートラック 消防自動車ポンプ	1 7	
(メ) 機械器具の部					
区分	種目	細目	台数	備考	
1 行政財産		イ公用財產 ロ公共用財產	有線放送施設 構内電話交換機 土木器具	一式 一式	トロッコ6台軌条220本1,210m
(ソ) 積立金の部					
区分	種目	細目	金額	備考	
1 普通財産		イ普通財產 ロ財政調整積立金	有線放送施設減価償却積立金 財政調整積立金	600,000円 6,857,445	
(タ) 有価証券の部					
区分	種目	細目	金額	備考	
1 普通財產		イ普通財產	電信電話債券	470,000円	